

2021年10月

お客様各位

弊社に発注された研修を中止／延期された場合のご請求について  
「2022 キャンセルポリシー」

(株) 日本マネジメント協会  
代表取締役 森脇豊

弊社に研修業務を発注された日の後、次の理由によりキャンセル等（完全に取り止め、または日程延期）をされた場合、弊社は以下の基準に応じてキャンセル料をご請求致しますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 大規模災害・荒天候等の発生が原因のキャンセル等のとき  
キャンセル料を請求することはありません。（令和元年以前と同じです）
2. 「新型コロナウイルス感染者数」等を理由とするキャンセル等のとき

キャンセル等の決定時期	時期についての備考	キャンセル料
講師・研修実施日の確定日 ↓ 研修実施日の1カ月前		<u>見積書の所定項目※の</u> 10%相当額
↓ 研修実施日の2週間前	通常、この期間にテキストを製作します	〃 30%相当額
↓ 研修実施日の1週間前	通常、この期間にテキストを納品します	〃 50%相当額
↓ 研修実施日の2日前		〃 70%相当額
↓ 研修実施前日		〃 90%相当額
↓ 研修当日		〃 100%相当額

※「見積書の所定項目」とは、講師料、研修本料金、テキスト原稿作成料等、講師日程確保、カリキュラムやテキストの作成にかかる費用項目のことで、旅費交通費、設備費その他は含みません。

3. 関係者の急な病気・死亡等を理由とするキャンセル等のとき  
社会通念上、通常はキャンセル料を請求致しません。(令和元年以前と同じです)

4. その他の個別理由によるキャンセル等のとき  
その個別事情をお聞きした上で、話し合いにより取り決めたく存じます。

なお、弊社側からキャンセル等を申し出るのは、1か3の場合です。その際には日程変更や補償等について、話し合いの場を持たせて頂きますようお願いいたします。

#### 補足①

キャンセル等のうち、開催の完全な取り止めではなく、同一年度内の別日程への延期措置を取られた場合、上述のキャンセル料は、当該研修を延期実施した際の料金に充当致します。(トータルでは当初見積と同額ということです)。

また、その場合のキャンセル料の請求時期は、延期日程との兼ね合いで決定いたします。

#### 補足②

「業務を発注された日」とは、商習慣上、研修実施日と講師及び主題が確定した日(弊社が主に電子メールや電話によって受注をした日)を指しています。

いわゆる単なる“講師仮押さえ”の段階では「業務の発注」に該当しませんので、キャンセルポリシーの適用範囲外です。

なお、講師仮押さえの有効期間は最長2週間程度ですのでご注意ください。

以上

◎本「2022 キャンセルポリシー」は令和4年度(2022-2023)期間中に適用します。

◎本ポリシーは、状況等を鑑みて改正する場合がありますが、その際にはあらかじめお客様各位にお知らせし、ご理解を得ようと致します。

◎本ポリシーは、あくまで弊社内規です。これを目安として事前話し合いにて双方合意に到達したく存じます。

◎詳しくは担当者へお問い合わせください。(代表 06-6444-4881)